





- 備考 1 表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
 - 2 免許証の有効期間の末日の年の部分については、西暦の次に括弧内に元号を 用いて記載すること。
 - 3 種類欄には、現に受けている免許及び受けることとなる免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、準中型免許については3番目の項に、普通免許については4番目の項に、大型特殊免許については5番目の項に、大型二輪免許については6番目の項に、普通二輪免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については1番目の項に、原付免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
 - 4 表側の余白の部分には、免許を受けた者が法第92条の2第1項の表の備考一の 2に規定する優良運転者である場合にあつては、その旨を記載すること。
 - 5 備考欄には、法第93条第2項に規定する事項、法第94条第1項の規定による免 許証の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
 - 6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。